基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年五月一日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年五月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月十四日

東京都豊島区南池袋三丁目一三番五号

In Vogue株式会社

代表取締役　近藤　真紀

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年四月三十日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年五月十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月十四日

東京都中央区銀座一丁目五番八号

株式会社銀座ソラリア

代表取締役　横井千賀子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年四月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年六月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月十四日

神奈川県横浜市神奈川区羽沢町六八五番地

株式会社アメニティ

代表取締役　山戸　伸孝

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月十四日

静岡県浜松市東区笠井新田町六七六番地

株式会社クレステック

代表取締役　高林　彰

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年五月八日です。

平成二十七年四月十四日

山形県東村山郡山辺町三河五四番二号

山辺ニチベイ石油株式会社

代表取締役　髙橋　央尚

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月十四日

東京都清瀬市野塩一丁目一二八番地

株式会社ユニレックス

代表取締役　佐藤　公彦

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年四月十四日

東京都港区西新橋一丁目一〇番八号

八紘商事株式会社

代表取締役　八木光次郎

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年四月十四日

熊本市中央区辛島町四番三五号

株式会社明和不動産

代表取締役　川口　圭介

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七億一千六百三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月六日

掲載頁　二十六頁（号外第七十九号）

平成二十七年四月十四日

東京都千代田区平河町二丁目一四番七号

特定目的会社シャロンテック長宮

取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資総口数一万四千三百四十口のうち、一万四千三百二十七口（但し、発行済第A号優先出資三千口全部、発行済第B号優先出資一千口全部、発行済第C号優先出資一万三百二十七口）を消却して十三口とすることにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年五月十五日までに当社にご提出ください。

平成二十七年四月十四日

東京都千代田区平河町二丁目一四番七号

特定目的会社シャロンテック長宮

取締役　石田　泉

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年一月二十九日（号外第十九号）（目次欄中）（原稿誤り）				
同日（同号外）目次欄中（原稿誤り）	一	一一（終りから一〇）	を定める件	の指定
一ページ二段目一行目から三行目の「建築基準法施行令第百三十七条の二第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イの規定に基づき、」を削る。同日（同号外）目次欄中（原稿誤り）	一	二	（終りから六）における検査及び定期点検における点検並びに	における検査及び定期点検における点検並びに
〃	〃	〃	五及び	同日（同号外）国土交通省告示第百七十九号（構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務を定める件）（原稿誤り）
四四	下	五	を定める件	の指定
同日（同号外）国土交通省告示第百八十二号（建築基準法施行令第百三十七条の二第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件）（原稿誤り）				
四五	上	九（終りから）	建設省	国土交通省
〃	下	五～六	法第二十条第一項第二号イ	同号イ
〃	下	七～八	法第二十条第一項第二号	同項第二号
同日（同号外）国土交通省告示第百八十七号（昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の一部を改正する件）（原稿誤り）				
四七	下	一〇一六	における検査及び定期点検における点検並びに	における検査及び定期点検における点検並びに
〃	〃	一〇	及び	
〃	〃	一六		

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十四日付第八五号六四　ページ●同日付政府調達第七〇号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）